

青森県報

第三千三百五十二号

平成二十三年

二月十八日

(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……………	(障害福祉課) …… 一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 二
建設業者の許可の取消し……………	(三八地域民局) …… 三
選挙管理委員会	
参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正……………	(事務局) …… 三
公安委員会	
運転免許取得者教育の認定……………	(運転免許課) …… 三

告 示

示

青森県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
宮川歯科医院	八戸市大字廿六日町二六の六	平成三・一・三

青森県告示第百三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
宮川歯科医院	八戸市大字廿六日町二六の六	平成三・一・三

青森県告示第百三十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所

在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
社会福祉 生活文化 研究所	社会福祉 誠誠社	社会福祉 誠誠社	社会福祉 誠誠社	有限会社 くろいし 介護	有限会社 くろいし 介護	名称	指定障害福祉サービス
三戸郡五戸 町正場の 一長根二の	つがる市森 田町森田月 の二見野四七三	つがる市森 田町森田月 の二見野四七三	つがる市森 田町森田月 の二見野四七三	黒石市青山 一三八の二	黒石市青山 一三八の二	主たる事務 所の所在地	障害福祉サービス
就労継続 B型 支援	共同生活 介護、共 助同生活 支援	共同生活 介護、共 助同生活 支援	共同生活 介護、共 助同生活 支援	居宅介護 重度訪問 介護	居宅介護 重度訪問 介護	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サービス
就労継続 B型 支援事業所 移山寮	ケアホー ム「屏風 荘」	ケアホー ム「屏風 荘」	ケアホー ム「屏風 荘」	くろいし 介護セン ター	くろいし 介護セン ター	名称	障害福祉サービス事業 を行う事業所
三戸郡五戸 町正場の 一長根二の	つがる市森 田町森田月 の二見野四七三	つがる市森 田町森田月 の二見野四七三	つがる市森 田町森田月 の二見野四七三	黒石市緑町 一丁目一 一の二	黒石市緑町 一丁目一 一の二	所在地	年月日 変更
三・一・四	三・三・一〇	三・三・一〇	三・三・一〇	平成 三・一・一	平成 三・一・一		

図面 番号	道路 種類の	路線 名	変更の 区間			変更 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
1	県 道	九艘泊脇野 沢線	むつ市脇野沢九艘泊源藤城山国有林二八二林班そ二小班か ら むつ市脇野沢九艘泊一〇の三まで	前	前	後	一六・〇〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	七〇・〇〇メートル	
				前	前	後	一六・〇〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	七〇・〇〇メートル	
				前	前	後	一六・〇〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	七〇・〇〇メートル	

青森県告示第百三十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
有限会社どんぐり村	十和田市東二十五番町二二の三	居宅介護 重度訪問 介護	ヘルパーステーションどんぐり村	平成 三・三・三

青森県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年三月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社泉山板金工業
- 二 代表者の氏名 泉山 正三
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十日市字黒坂前三七の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一二二五九号
- 五 取消年月日 平成二十三年二月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 屋根、板金工業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十三年一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七号

平成二十二年十一月二十六日青森県選挙管理委員会告示第七十四号（参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十三年二月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成二十二年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙の候補者氏名仲里奈の第1回分の表を

「 収 入

主たる寄附

（氏名・団体名） （職業） （寄附額）

波多野里奈を支援する会 政治団体 5,000,000 円

民社党青森県参議院選挙区第3総支部 政党支部 10,000,000

「 収 入

主たる寄附

（氏名・団体名） （職業） （寄附額）

波多野里奈を支援する会 政治団体 5,000,000 円

民社党青森県参議院選挙区第3総支部 政党支部 5,000,000

民社党 政党 5,000,000 円

「 収 入

主たる寄附

（氏名・団体名） （職業） （寄附額）

波多野里奈を支援する会 政治団体 5,000,000 円

民社党青森県参議院選挙区第3総支部 政党支部 5,000,000

民社党 政党 5,000,000 円

公安委員会

青森県公安委員会告示第十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により、運転免許取得者教育を行う者として次のとおり認定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年二月十八日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 マルエス自工株式会社八戸モーターズスクール
 - 2 住所 八戸市石堂四丁目七の三二
 - 3 代表者の氏名 新戸部 八州男
- 二 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
マルエス自工株式会社八戸モーターズスクール
- 三 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
八戸市石堂四丁目七の三二
- 四 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）
第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程
- 五 運転免許取得者教育の課程の名称
 - 1 第三号課程 シルバードライバー講習
 - 2 第六号課程 高齢者更新時同等講習
- 六 認定をした年月日
平成二十三年一月三十一日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭